



マイナ
ポータルde
オンライン
申請!

おうち時間
で完了!

スマホで
らくらく!

令和9年度
幼稚園・保育園
認定こども園

入園あんない

那須町

目次

はじめに	1
申請方法	2
申請について	3
入園までの流れ・保育が必要な理由	4
お願いや確認事項・保育標準時間と保育短時間・慣らし保育	5
特別な配慮が必要な場合・Q&A	6
利用者負担額（保育料）	7
給食費（副食費・主食費）・納入方法	8
利用者負担額・給食費 月額一覧表	9
保育実施基準表	10
町内の教育・保育施設一覧	11
施設の紹介	12
子育てのための施設等利用給付	19
病児、病後児保育・こども誰でも通園制度	20

はじめに



みんなで大切に「はじめの100か月」

○ こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。こども一人ひとりの思いや願いを大切にしていきます。

○ 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

こどもは、おとなとの「アタッチメント(愛着)」「安心」を土台として、「遊びと体験」〈挑戦〉を繰り返しながら成長していきます。

○ 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、すべての関係者で連携して育ちを支えることが重要です。

○ 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもとともに育つことができるように、様々な人や機会を支えていきます。

○ こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

出典：こども家庭庁 「はじめの100か月の育ちビジョン」

教育・保育給付認定とは

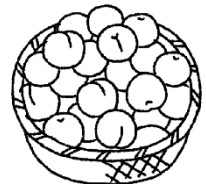
○ 施設を利用するためには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

年齢区分	保育が必要な理由	認定区分		利用できる施設
満3歳以上	なし	教育標準時間	1号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	保育標準時間 保育短時間	2号認定	保育園 認定こども園
満3歳未満	あり	保育標準時間	3号認定	保育園 認定こども園 小規模保育園等
		保育短時間		

基本的にお住いの市町村に申請します

那須町に申請できる子は以下になります。

1. 那須町にお住まいの子
2. 入園前までに那須町に転入する予定があり、転入先住所が決まっている子
(入園前までに住民票の移転が確認できない場合は入園できません。)
3. 上記1・2のどちらかで妊娠中の子



申請方法



令和9年度入園申請はオンライン申請により受付を行います。

マイナポータルでのオンライン申請は那須町役場へ行かず、スマートフォン等で申請することが可能です。また、24時間受け付けておりますので、申請保護者様の空いている時間に申請を進めることが可能です。

入園の申請をする前に・・・

申請する代表保護者のマイナンバーカードが必要となりますので事前に交付を受けてください。申請から交付まで概ね1ヵ月かかりますので、余裕をもって交付申請してください。（申請時、住民票のある自治体で申請してください。交付までの間に住民票を移動すると再申請になります。）マイナンバーカード交付申請の方法については那須町住民生活課が担当となります。リンク先 URL、QR コードを記載しますのでご確認ください。

URL：https://www.town.nasu.lg.jp/0058/genre2-1-001.html



那須町行政ページ

尚、申請には2つの暗証番号が必要です。暗証番号がわからなくなった際は、那須町住民生活課でもパスワード再設定に関する手続きが行えます。

1. 署名用電子証明書の暗証番号（半角6文字以上16文字以内の英数字）
2. 利用者証明書用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）

申請先



マイナポータル申請 URL：
https://myna.go.jp/

申請の手順

1. 必要書類（3ページ参照）を手元やデータで準備
2. マイナアプリ(旧マイナポータルアプリ)にログイン
3. 地域は栃木県那須町を選択(さがす→「入園」と検索)
4. “幼稚園・保育園・認定こども園等の入園申請”を選択
5. 必要項目について入力
6. Step4「入力内容確認」で必ず「入力中の申請データを保存する」から保存してください。(内容不備があった場合に使用)
7. 添付書類のアップロード
8. 電子署名（6桁以上16桁以内の英数字暗証番号入力）

その他



マイナポータルでの申請操作方法がわからない場合には窓口でご案内します。「必要書類」をお持ちの上、那須町役場こども未来課へお越しください。尚、代表保護者のマイナンバーカードがない場合など、マイナポータルでの申請が難しいときは、保育を必要とする理由を証明するもののほかに、マイナンバー通知カード、または個人番号通知書、または個人番号記載の住民票の写しと、代表保護者の運転免許証、またはパスポート等の顔写真付きの本人確認書類もご準備し、那須町こども未来課へお越しください。

申請について



必要書類

1. 申請児童と保護者数分のマイナンバーカード

（申請する代表保護者以外はマイナンバー通知カード、または個人番号通知書、または個人番号記載の住民票の写しでも可）

2. 施設利用承諾通知書（1号認定）（入園したい施設にお問い合わせください。）

3. 保育を必要とする理由を証明するもの（2・3号認定）（詳しくは4ページ参照）

※保育を必要とする理由証明書データはマイナポータル申請ページと那須町 HP 参照

※書類はすべて pdf や写真撮影等で申請サイトにアップロードが可能です。できない場合はコピー（マイナンバーカードについては両面）を郵送または、ご持参ください。

申請期間（2・3号認定の場合） 1号認定は各施設にお問い合わせください。

令和9年度、1次募集の入園申込期間

令和8年9月1日（火）～10月30日（金）です。

令和9年度、2次募集の入園申込期間

令和8年11月2日（月）～令和9年1月20日（水）です。

1次募集申請者の入園決定後に審査となりますのでご注意ください。

2次募集期間以降の令和9年度中の途中入園申込について

2次募集をすぎたの入園申請は、令和9年度中、途中入園と同じ取り扱いとなります。入園を希望する月の前々月初日～月末最終日の間に必要書類をそろえて申込みをしてください。

（1日が土日祝等の場合はその次の平日から。月末最終日が土日祝日等の場合はその前日の平日まで。）

例 令和9年8月入園希望→令和9年6月中の平日に申請

町外施設への入園を希望される方へ



- ・那須町にお住まいの子が町外施設を利用するときも、申請先是那須町になります。
- ・施設所在市区町村の申請締め切り日の10日前までに那須町に申請してください。
（年度途中入園の場合も同様となります。）

・申請の様式等は基本的にすべて那須町様式で申請してください。

・那須町にお住まいであり、町外の保育施設入園（広域入所）希望の場合、申請先是那須町ですが、選考は施設所在自治体が行いますので該当する自治体在住者より入園審査が不利となる場合があります。また結果通知につきましても自治体によりますが、来年度入所については、2月または3月頃となる場合があります。

入園までの流れ（町内施設申請時）



1	入園申込み	マイナポータルオンライン申請
2	結果通知(1次)	12月末頃に、入園についての結果をお知らせします。
3	オリエンテーション 1月以降	入園準備と保育園生活の詳細について入所園にて説明します。 途中入園のお子さまは入園月のおおよそ前月に実施します。
4	入園	集団生活への適応などを目的として、慣らし保育(短時間でのお預かり)を実施し、徐々に保育時間を長くしていきます。

保育が必要な理由



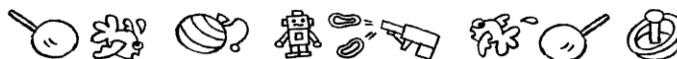
1. 保育が必要な理由を証明するもの

保護者分の証明が（ひとり親世帯は1人分）必要になります。

理由	詳細	① 認定区分②期間	必要書類
就労	一か月の就労時間が 48～120 時間未満	① 保育短時間認定 ② 雇用期間内	就労証明書
	120 時間以上	① 保育標準時間認定 ② 雇用期間内	
妊娠・出産	期間は出産予定日の8週 前の日が属する月の初日 ～出産日の8週後の翌日 が属する月の末日	① 保育標準時間認定 ② 左記詳細のとおり	母子手帳の写し (表紙と、分娩予定日がわかる ページ)
疾病・障害	保護者が疾病または負 傷している若しくは精 神的、身体的障害を有し ていること	① 保育短時間認定 ② 理由による期間	通院・入院証明書 または障害者手帳の写し
介護等	同居の親族を常時介護ま たは看護していること	① 保育短時間認定 ② 理由による期間	通院・入院証明書 看護・介護申告書
災害復旧	災害の復旧に当たって いること	① 保育標準時間認定 ② 理由による期間	罹災証明書の写し
求職活動	継続的に行っているこ と	① 保育短時間認定 ② 認定後 90 日が経過 する日の月の末日	就労予定申立書
就学		① 保育短時間認定 ② 理由による期間	在学証明書等の写し
虐待・DV		① 保育標準時間認定 ② 理由による期間	児童相談所、子育て支援センタ ーの意見書等

※ 申請書等に不備があると申請受付できません。よくご確認のうえ、ご提出ください。

お願いや確認事項



次のような場合には、すみやかにこども未来課、又は在籍園にご連絡ください。

1. 入園申請の取消、退園や転園を希望する場合。
2. 居住地、勤務先の変更や、保育必要理由に変更がある場合。（例→ 就労→出産、妊娠）
3. 世帯状況が変わった場合。（婚姻、離婚、別居、養子縁組等）
4. 障がい等による医療機関等の意見書や診断書等の証明書がでた場合。

確認事項

1. 毎年入所継続に伴う書類（現況届）の提出が必要となります。この書類を特別な理由なく指定の期日までに提出されない時は、継続できない場合がありますのでご注意ください。
2. 施設により活動費などその他の費用を徴収する場合があります。
3. 審査の結果、第1希望の保育園に入園決定とならない場合もあります。また空きがない場合は入所ができないこともあります。
4. 入園日は月の初日（1日）になります。

保育標準時間と保育短時間



保育標準時間認定・・・1日最長11時間（例 午前7時30分～午後6時30分）

保育短時間認定・・・・・・1日最長8時間（例 午前8時30分～午後4時30分）

- 勤務状況等により認定を受けた保育時間を超えて利用する場合は、保育園の開園時間内において、申込みにより延長保育を利用することができます。（別途延長保育料がかかります）
- 保育標準時間認定、保育短時間認定について確認したいことなどございましたら、こども未来課までご連絡ください。

慣らし保育



- 育児休業から職場復帰をするとともに保育園の利用を希望する場合は、職場復帰する月の前月初日から入園できます（短時間認定）。ただし、保育園の対象年齢や4月中に職場復帰するなどの条件により、前月からの入園ができない場合があります。

（例）
職場復帰が5月1日→4月1日から入園できる。（保育短時間認定）
職場復帰が4月1日→4月1日から入園となる。

特別な配慮が必要な場合



- 医療的ケア児、身体的障がい児等、特別なケア、配慮が必要なお子さまにつきましては、事前にご相談くださいますよう、お願いいたします。

Q&A



- Q. 保育園の空き状況が知りたいのですが。
A. 入園の決定は自治体が行っています。こども未来課へお問い合わせください。
- Q. うちの子は何歳児でどこのクラスに入るのでしょうか？
A. 以下のようになります。
- | | |
|--------------|--------------|
| 0歳児→令和9年度生まれ | 3歳児→令和5年度生まれ |
| 0歳児→令和8年度生まれ | 4歳児→令和4年度生まれ |
| 1歳児→令和7年度生まれ | 5歳児→令和3年度生まれ |
| 2歳児→令和6年度生まれ | |
- Q. 求職活動中でも入園の申し込みはできますか？
A. 求職活動でも申し込みできます。ただし求職活動の認定期間は約3ヶ月です。その期間内に変更申請及び就労証明書を提出してください。
- Q. 出産予定日が7月26日なのですが、保育園に入園できますか？
A. 妊娠・出産が保育を必要とする理由の場合、予定日の8週前の日が属する月の初日～出産日の8週後の翌日が属する月の末日までとなっています。
この場合、予定日の8週前の日が5月31日ですので、予定どおりの出産ですと、5月1日から入園することができます。



利用者負担額（保育料）



- ① 1号、2号認定（3歳以上）児童の利用者負担額は、教育・保育の無償化により無償となります。なお、3号認定の児童が年度の途中で3歳の誕生日を迎えた場合、2号認定に切り替わりますが、無償化の対象は翌年度の4月からとなります。

- ② 3号認定（0～2歳）児童の利用者負担額は、児童の年齢、支給認定区分、世帯の市町村民税所得割額[※]などを基に算定されます（9ページの利用者負担額（保育料）・副食費・主食費 月額一覧表（以下「月額一覧表」という。）参照）。

なお、利用者負担額の算定は、4月と9月の2回行います。

令和9年4月～令和10年8月分：令和8年度の市町村民税所得割額に基づく算定

令和9年9月～令和10年3月分：令和9年度の市町村民税所得割額に基づく算定

[※] 住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額となります。

- 月額一覧表の階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割額の合計額により決まります。ただし、父母の収入状況により、父母以外の世帯員（祖父母等）が家計の主催者である場合は、家計の主催者の市町村民税所得割額も合計額に含みます。

- 月額一覧表の児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園に通う児童が2人以上いる場合、最年長の児童から順に数えます。

ただし、ひとり親世帯等[※]のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順に数えます。

[※] 「ひとり親世帯等」とは母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯をいいます。

- 市町村民税非課税世帯については、利用者負担額が無償となります。



- 小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園に通う児童が2人以上いる場合、第2子の利用者負担額が半額、第3子以降は0円となります。

- 町では、2人以上の児童を育てている世帯に対し、第2子以降の利用者負担額を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要です。

給食費（副食費・主食費）



- ① 3号認定（0～2歳）児童の副食費（おかず・おやつ代）・主食費（ごはん・麺類代）は、利用者負担額に含まれますので、別途徴収されることはありません。
- ② 1号、2号認定（3歳以上）児童の給食費（副食費・主食費）は保護者負担となり、利用施設が定めた実費をお支払いいただきます。主食費についてはすべての世帯よりお支払いいただきますが、副食費については世帯状況や世帯収入により免除となる場合があります。
- 市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯及びひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯並びに全ての世帯の第3子以降の児童は副食費が免除されます。
- なお、副食費免除に係る市町村民税所得割額の判定は、4月と9月の年2回行います。
- 令和9年4月～令和9年8月分：令和8年度の市町村民税所得割額に基づく判定
令和9年9月～令和10年3月分：令和9年度の市町村民税所得割額に基づく判定
- 町では、3人以上の児童を育てている世帯に対し、第3子以降の副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要です。

納入方法



町立・私立保育園の利用者負担額、町立保育園の副食費及び主食費の納入は口座振替とさせていただきます。忘れずにお申込みください。

取扱金融機関

足利銀行・栃木銀行・大田原信用金庫・那須信用組合・那須野農業協同組合
福島銀行・白河信用金庫・ゆうちょ銀行



利用者負担額・給食費 月額一覧表

【教育標準時間認定（１号）】

階層区分		児童区分	3歳以上		
			教育標準時間		
			利用者 負担額	副食費 (※2)	主食費 (※3)
1	生活保護世帯等	—	0円	免除	実費
2	市町村民税 非課税世帯	第1子	0円	免除	実費
		第2子	0円	免除	実費
3	市町村民税 所得割課税額 77,101円未満	第1子	0円	免除	実費
		第2子	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等 (※4)	0円	免除	実費
4	市町村民税 所得割課税額 211,201円未満	第1子	0円	実費	実費
		第2子	0円	実費	実費
		ひとり親世帯等 (※4)	0円	実費	実費
5	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	第1子	0円	実費	実費
		第2子	0円	実費	実費

(※1) 3歳未満の利用者負担額（保育料）には副食費及び主食費が含まれています。

(※2) 「副食費」とは、おかず・おやつに係る費用のことをいい、「免除」の場合は月額5,100円を上限として免除されます。

(※3) 「主食費」とは、ごはん・めん類等に係る費用のことをいいます。

(※4) 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯をいいます。

(※5) 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、副食費が免除となります。

【保育認定（２・３号）】

階層区分定義	児童区分	3歳以上			3歳未満(※1)	
		標準時間・短時間			標準時間	短時間
		利用者負担額	副食費(※2)	主食費(※3)	利用者負担額	利用者負担額
1	生活保護世帯等	—	—	—	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	第1子	0円	免除 実費	0円	0円
	第2子	0円	免除 実費	0円	0円	0円
	ひとり親世帯等(※4)	0円	免除 実費	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	第1子	0円	免除 実費	14,000円	13,000円
	第2子	0円	免除 実費	7,000円	6,500円	
	ひとり親世帯等(※4)	第1子	0円	免除 実費	5,000円	5,000円
		第2子	0円	免除 実費	0円	0円
	第1子	0円	実費(※5)	実費	24,000円	23,000円
4a	市町村民税所得割課税額77,101円未満	第2子	0円	実費(※5)	12,000円	11,500円
	ひとり親世帯等(※4)	第1子	0円	免除 実費	5,000円	5,000円
		第2子	0円	免除 実費	0円	0円
	第1子	0円	実費	実費	24,000円	23,000円
	第2子	0円	実費	実費	12,000円	11,500円
5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第1子	0円	実費 実費	32,000円	31,000円
	第2子	0円	実費 実費	16,000円	15,500円	
6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	第1子	0円	実費 実費	35,000円	34,000円
	第2子	0円	実費 実費	17,500円	17,000円	
7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	第1子	0円	実費 実費	38,000円	37,000円
	第2子	0円	実費 実費	19,000円	18,500円	
8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	第1子	0円	実費 実費	41,000円	40,000円
	第2子	0円	実費 実費	20,500円	20,000円	

利用者負担額の算定について

- 階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により決まります。ただし、父母の収入状況により、父母以外の世帯員（祖父母等）が家計の主宰者であるときは、家計の主宰者の市町村民税所得割課税額も合計額に含まれます。
- 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除（調整控除を除く。）を控除する前の金額になります。
- 利用者負担額の切り替え時期は4月と9月の年2回となります。
・4～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料 ・9～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料
- 児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもが第1子（全額）、2人目の子どもが第2子（半額）、3人目以降は0円となります。
- ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。
- 年齢の計算は4月1日を基準日とします。年度中は基準日における年齢に応じた利用者負担額を適用します。
- 「第2子以降保育料等免除事業」について
町では、おおむね18歳未満の児童を2人以上または3人以上育てている世帯に対し、第2子以降の保育料、第3子以降の副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要となります。※学業に従事している18～22歳のご兄弟を第1子としてみなす場合があります

保育実施基準表

指数1（保育を必要とする事由）

事由区分		保護者の状況	基準点数	
			父親	母親
1	就労	月150時間以上の就労を常態（週5日就労の場合：1日7.5時間以上の就労）	10	10
		月140時間以上150時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日7時間以上7.5時間未満の就労）	9	9
		月120時間以上140時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日6時間以上7.5時間未満の就労）	8	8
		月100時間以上120時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日5時間以上6時間未満の就労）	7	7
		月80時間以上100時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日4時間以上5時間未満の就労）	6	6
		月60時間以上80時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日3時間以上4時間未満の就労）	5	5
		月48時間以上の内職をしている場合（週5日就労の場合：1日2.4時間以上3時間未満の就労）	4	4
		月48時間以上60時間未満の就労を常態	3	3
2	妊娠・出産	出産月を基準とする前後4ヶ月で休養を要するために保育できない場合	-	10
3	障がい	概ね1ヶ月以上の入院（*入院予定含む）	10	10
		常時臥床、精神性、感染性等で症状が重く保育が困難	9	9
		上記のもの以外で常時安静が必要	8	8
		一般療養中の場合	7	7
		身体障害者手帳所持者及び同程度と判断できるもの	10	10
4	看護 介護	概ね1ヶ月以上親族の入院に付き添っているもの	10	10
		週5日以上の病院・施設の通所・入院付き添い	9	9
		その他の介護・看護	8	8
5	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている	10	10
6	求職中	求職活動をしている者（認定の日から90日経過した日の属する月末まで）	1	1
7	就学等	技能取得のため就学している場合（継続的なもので趣味的なものを除く）	5	5
8	虐待・DV	児童の虐待・DVを受けている（恐れがある）場合	10	10
9	その他	死別、離別、行方不明等	10	10
		上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育に当たれない場合	状況により判断	

指数2

指調 数整	主な状況	
加算	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯	+8
	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭として教育・保育施設に就労（予定を含む）している	+5
	兄弟が保育園に在園している場合	+4
	地域型保育の対象年齢（満3歳未満）でなくなり、入園する場合	+3
	障がいを持つ児童で健常児の中で保育する事が望ましい者	+3
	兄弟が同時に入園申込をした場合	+3
	生活保護法適用世帯	+2
	第3子以降が入園申込をした場合	+1
減算	町や施設に相談なく、在園児（卒園児）の保育料の未納がある場合	-10
	上記以外で在園児（卒園児）の保育料の未納がある場合	-7

●選考過程

指数1と指数2の合計点数が高い方から選考する

●指数合計が同点の場合の優先順位

第1段階	保育を必要とする理由の優先順位 就労＞妊娠出産＞疾病障害＞介護看護＞就学＞求職
第2段階	指数1の点数が高い順
第3段階	入所希望月が早い順
第4段階	待機期間の長い世帯
第5段階	児童が多い世帯 (入所年度4月1日時点で18歳まで)
第6段階	町民税所得割額が低い世帯

指数1	父		指数2	
	母		合計	

町内の教育・保育施設一覧



各施設概要

令和8年8月現在

	(私立幼稚園) 那須みふじ幼稚園	(私立認定こども園) 認定こども園那須幼稚園	(私立保育園) 那須高原保育園	(私立保育園) なすのぞら保育園	(公立保育園) 黒田原第1保育園	(公立保育園) 伊王野保育園	(公立保育園) 千振保育園
所在地	高久甲6394-1	寺子乙2599-3	湯本430	高久甲3358-10	寺子丙71-4	伊王野1564	豊原丙4928
電話番号	62-1350	72-0184	76-3198	74-3710	72-0753	75-0316	77-0727
開園時間(平日)	8:00~18:00 預かり保育を含む	7:30~18:30	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~18:30	7:30~18:30
開園時間(土曜日)		7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30
対象年齢	2歳児以上 (預かり保育を含む)	5か月以上	4か月以上	4か月以上	7か月以上	7か月以上	7か月以上 (予定)
定員	1号 40	1号 10 2・3号 20	2・3号 45	2・3号 110	2・3号 140	2・3号 90	2・3号 60

1号認定(幼稚園・認定こども園)

預かり保育料	1500~1800 450円/回	14:30~18:00 500円/回 上限5,000円					
給食費	主食費	500円/月	105円/日				
	副食費	3,100円/月	255円/日 上限5,100円/月				
保護者会費	900円/月	1,000円/月					
バス代	5,000円/月 (兄弟姉妹で入園の場合、下の お子さまは1,500円)	距離による					
卒園等積立金	5歳児のみ 3,200円/月	3歳児~400円/月 4歳児~600円/月					
その他徴収	・施設設備費1,000円/月 ・冷暖房費500円/月 ・誕生会費100円/月 ・新年度用品代500円程度/年 ・園服等用品代(入園時) 30,000円程度/年	・教材費、暖房費 1,900円/月 ・7ヵ月分積立 648円/月					

2・3号認定(保育園・認定こども園)

延長 保育料	保育 短時間		なし	7:30~8:30 100円/30分 16:30~19:00 100円/30分	7:30~8:30 300円/回 16:30~19:00 300円/回	7:30~8:30 100円/30分 16:30~19:00 100円/30分	7:30~8:30 100円/30分 16:30~19:00 100円/30分	7:30~8:30 100円/30分 16:30~19:00 100円/30分
	保育 標準時間		なし	18:30~19:00 100円/回	18:30~19:00 300円/回	18:30~19:00 100円/30分	なし	なし
	上限		なし	なし	なし	4,000円/月	4,000円/月	4,000円/月
給食費	主食費		105円/1日	3,000円/月	2,000円/月	1,500円/月	1,500円/月	1,500円/月
	副食費		5,100円/月	4,900円/月	5,000円/月	4,500円/月	4,500円/月	4,500円/月
保護者会費			1,000円/月	500円/月	250円/月	500円/月	500円/月	500円/月
バス代			距離による	利用した時 15km/100円	なし	なし	なし	なし
卒園等積立金			3歳児~400円/月 4歳児~600円/月	なし	なし	なし	なし	なし
その他徴収			・教材費・冷暖房費 1,900円/月 ・7ヵ月分積立 648円/月	・取り組み費用 5歳児 2,000円/月	・教材費教材費0歳3,240円 1歳3,400円 2歳4,960円 3~5歳6,250円/年 ・絵本代3歳450円 4、 5歳490円/月 ・お茶のお稽古5歳100円/月 ・雑費800円/月	なし	なし	なし

対象年齢

- ・〇か月以上・・・入所月中に対象月齢になることを指します。
 - ・〇歳児以上・・・入所年度4月1日に対象年齢となっていることを指します。
- 令和9年度より、千振保育園の0歳児受け入れがスタートする予定です。



学校法人那須内海学園 那須みふじ幼稚園



みどりの森のたのしい幼稚園
知情意のバランス・素直な人格形成

恵まれた自然環境の中、「7つの柱」（手本と模倣、縦割り保育と社会性、感覚への豊かな刺激、自発的な運動、創造性の源としての想像力、リズム、個を育てる伝統文化）にもとづく保育を行っています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

www.nasu-mifuji.ed.jp



認定こども園 那須幼稚園



空と緑と
大地とともに…

園の目標

いつも明るく
元気な子ども

だれとでも仲良く
遊べる子ども

根気強く
積極的な子ども

【春】さんぽ



【秋】芋ほり



【夏】すいか割り



【冬】雪あそび



【園の特色・地域との交流】

- 豊かな自然、広い保育室と広い園庭でのびのびと沢山遊ぶことができます。
- 愛情深い教職員とともに、様々な活動を通して心身共に豊かな学びにつながる保育を行っています。
- 幼児組は体操・習字・英会話の他、ヒアニカや制作、お遊戯、野菜作りなどにも挑戦しています。
- 近隣の小・中学校との交流もあり、異年齢児との関わりができます。
- 学童保育（黒田原小）があるので、0歳から12歳までお預かりできます。

詳しくはHPへ！



豊かな自然の中で、 子どもたちと未来を創る。

那須高原保育園は、6歳までの子育てを人間の土台作りと考えて日々の保育をしています。それば「樹」に例えれば、根っこ中心の幹を出来る限り豊かに太らせることだと言えます。人間の発達の筋道はどの子にも同じようにあります。その筋道を急がせることなく、ゆっくりじっくり丁寧に、五感豊かに経験することで、一人ひとりの子どもたちの笑顔が輝くよう、誰もが主人公になれるよう。そんな根っこづくりをする活動をしています。



社会福祉法人 陽向 那須高原保育園

保育目標

よく食べ よく眠り よく遊ぶ 笑顔あふれる 子どもたち
豊かに感じ、考え、行動できる 子どもたち

生きる喜びを知り、困難に立ち向かえる 子どもたち

仲間の中で、自分を愛し 人を愛せる 子どもたち



那須高原公式HP



社会福祉法人 千駒会 なすのそら保育園



野菜の植え付けと
収穫



みずたまりあそび



Aコース～Dコースのお散歩



あかちゃんとの交流

保育園の特色・地域との交流

自然に囲まれた環境の中で、子どもたちがのびのびと成長できる保育園です。遊びの中から見たり、聞いたり、触ったり五感を使ってたっぷりと環境と関わることを大切にしています。

◎外部講師によるサッカー教室・お茶のお稽古(年長児)を取り入れています。

◎系列園であるおおたわら保育園との交流や隣接している高久小学校との交流もしています。



運動あそび



お絵かきの部屋

室内でもたくさん体を動かして遊びます



サッカー教室



お茶のお稽古



お楽しみバイキングランチ

保育理念 こころを育てる

保育目標

1. 遊びの中で学ぶことを覚える
2. 遊びの中にもルールや規則があることを知る
3. 遊びの中から善悪の区別を理解する
4. 遊びの中から命の尊さを学ぶ
5. 遊びの中から思いやりのある心を育てる



黒田原第1保育園



～園の目標～

- ・めとめがあうと うれしいね
「おはよう」「さようなら」「ありがとう」
- ・やってみよう ときどきわくわく
「それいいね」
- ・きいてみよう みんなのおはなし
「ピン・ポン・パン」

0歳児保育

「つめた～い！」



スペシャルデー(誕生日)



やってみよう！いろいろチャレンジ！



これ下さい！お買い物体験

地域との交流「じゃがいも掘り」



自然体験教室

いろいろな木や
葉っぱがあるね！



小・中・高校生との交流

中学校体育祭
中学生がんばれ～



保育園の特色・地域との交流

- 地域や小・中・高校生との交流を通し、いろいろな人との関わりを楽しんでいます。
- 近隣の公園や野山へ散歩に出かけ、自然への好奇心、探究心を育んでいます。
- また、野菜の栽培や身近な動植物にも興味・関心を持てるような活動を行っています。
- 「やってみよう！」「やってみよう！」の気持ちを大切に、自ら育つ力を伸ばしていきます。
- 絵画制作・運動あそび・リトミックなど、友達と様々な経験をする中で意欲や自信、協調性を育んでいます。

伊王野保育園

～園の目標～

- ・わくわく！ときどき！やってみよう！
 - ・はる なつ あき ふゆ あるいてみよう♪
 - ・たいせつにしよう
- じぶんのきもち♡みんなのきもち

<保育参加>

保護者が保育士になって
普段の保育に参加してもらい、
集団生活での子どもの成長を感じてもらう
ことを目的としています。



広々とした園庭や部屋で友だちや保育士と好きな遊びを通して、いろいろな発見をします。

～地域交流活動～



～自然がいっぱいあるいてみよう～



年齢にあった
コースで散策に
出掛けています。
自然の中でい
ろいろ発見したり、
考えて遊んだり
と「ワクワクが
止まらない」体
験を重ねていま
す。



<地域交流活動>

正福寺花まつりや親子
藍染め体験、
ふれあいルーム、伊王
野支所への園だより配
達など、地域に密着し
た活動を通し、地域交
流や社会活動を積極的
に行っています。



那須平成の森と
のタイアップで
自然体験活動



<クラス会議>

行事のことなど、みんなで意
見を出し合って決めていきま
す。時にはなかなか決まらな
い時も…。いろいろな意見に
耳を傾けて、お互いの気持ち
を知ることが大切。すぐに答
えが出なくても、みんなで考
えていくことで見えてくるこ
ともあります。



保育園の特色・地域との交流

- ・園庭に草花が咲き、小さな生き物がいたり、散策場所が数多い地域で、日々の身近な自然とのふれあいや経験の積み重ねの中で、子どもの好奇心・探求心・豊かな感受性を育てています。
- ・城跡や寺院に行き、文化にふれたり、地域祭りの参加や文化祭への出展、見学など地域につながる体験を大切にしています。
- ・伝統の行事や地域交流できる機会（花祭り、温泉神社付け祭り、藍染め体験、ふれあいルームなど）や散歩を通して地域の人たちと挨拶をしたり交流しています。

千振保育園



～園の目標～

- 見て さわって かんがえよう
- みんななかよし つながる心
- やってみたいを広げよう

わらべうたあそび



誕生日スペシャル



食育

野菜栽培や自然体験、
絵本の世界から食への
興味へ



自然体験活動



どうしんがけ

～保育園の特色・地域との交流～

- ・ 那須岳を背に雄大な自然の中、身近な自然体験活動などを通して自然を大切にする気持ちや、豊かな感性を育てています。
- ・ 異年齢児とのつながりを大事にし、わらべうたあそび、リトミックや雑巾かけを一緒にすることにより、共に過ごす楽しさを味わえるよう工夫しています。
- ・ 野菜の栽培やクッキングを通して食育活動をしたり、伝統行事や地域の文化に触れ、成長の喜びを感じられるような活動をしています。

子育てのための施設等利用給付



- 町が確認した認可外保育施設や幼稚園の預かり保育などを利用した際の利用料が上限額の範囲内で無償化(給付)となります。

無償化(給付)を受けるには、事前に「施設等利用給付認定申請書」を提出し、「施設等利用給付認定」を受けておく必要があります。認定を受けるには、対象年齢や世帯の課税情報、保育の必要性などの要件があります。

対象施設(事業)

- ・新制度未移行幼稚園
- ・認可外保育施設
- ・預かり保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・特別支援学校の幼稚園部
- ・児童発達支援



支給要件

- ① 3歳～5歳まで(小学校就学前)の子ども
- ② 0歳～2歳までの住民税非課税世帯であり、保育の必要性がある子ども

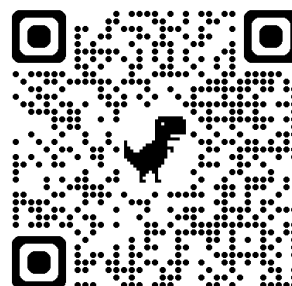


認定区分	保育の必要性	対象年齢	対象施設	給付の範囲
新1号認定	なし	3～5歳児クラス (住民税非課税世帯)	新制度未移行幼稚園等	月額上限 28,000 円
新2号認定	あり	3～5歳児クラス	幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	月額上限 12,300 円
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 等	月額上限 40,300 円
新3号認定	あり	0～2歳児クラス	幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	月額上限 17,700 円
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 等	月額上限 45,700 円

※令和8年10月時点

認定申請書類

- 対象施設を利用されている(予定を含む)保護者は下記書類をこども未来課へ提出してください。
- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申込書
 - ・保育が必要な理由を証明する書類(新2・3号)
- その他の詳細や様式については、右記の
那須町ホームページリンク先をご確認ください。



那須町 HP 施設等利用給付

病児、病後児保育



- 那須町に住所を有するお子さまが一時利用できるサービスとなります。
- 利用にあたっては事前に登録等が必要となります。
- 対象となる症状、年齢、時間、利用料や申請の方法など詳細については那須町ホームページリンク先をご参照ください。



那須町 HP 病児・病後児

こども誰でも通園制度



利用者向けホーム

利用までの流れ

- 1, ログインし、サイト上から住んでいる自治体に申請
- 2, 自治体より認定された後、施設を探して事前面談
- 3, 利用予約をして利用スタート

※月に 10 時間の範囲で、時間単位で利用が可能

※保育所等に通っていない 0 歳 6 カ月～満 3 歳未満が対象

全ての子供の育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

全国の設置認可を受けている施設を利用することが可能です。



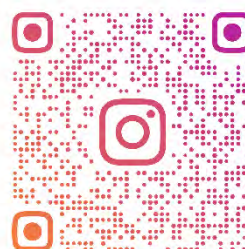
利用者向けログイン



那須町 HP 幼稚園・保育園

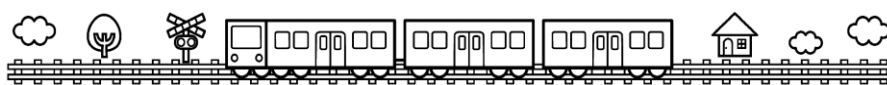
幼稚園・保育園 認定こども園入園あんないについては那須町ホームページにもデータ掲載してあります。

また、こども未来課Instagramも開設し、様々な発信をしておりますのでよろしければご確認ください。



NASU_TOWN_KODOMOMIRAI

問い合わせ先



〒 329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13
那須町こども未来課 保育係 TEL 0287-72-6959





那須町こども未来課